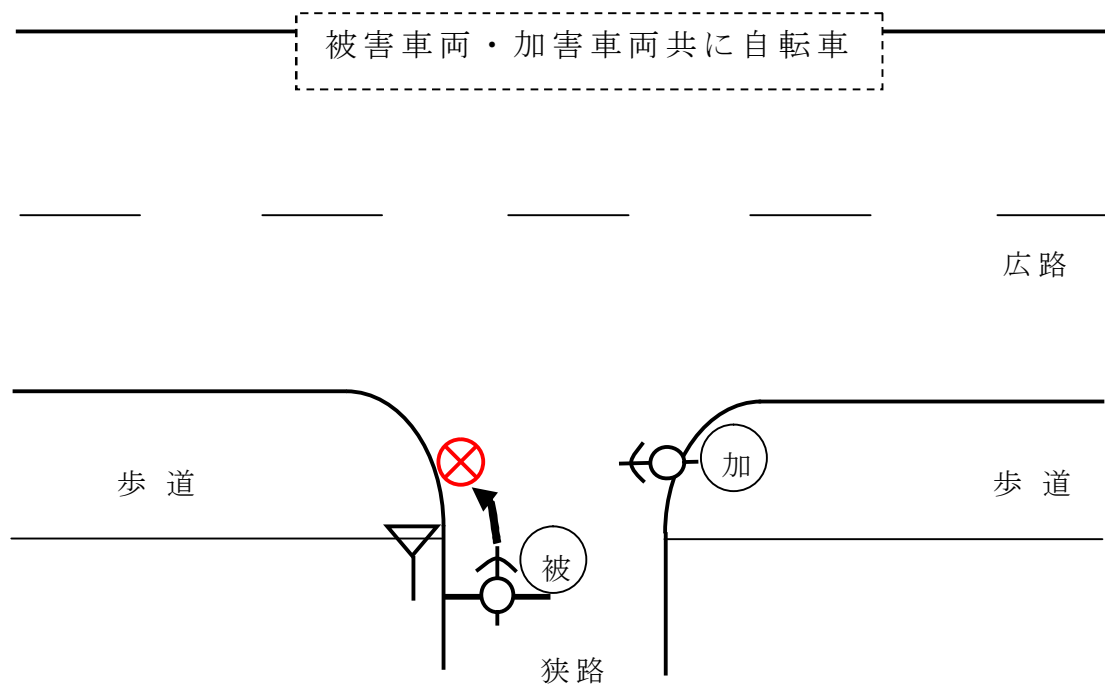


事例 3

自転車対自転車の過失相殺例

事故状況図



事故状況の説明

被害車両は狭路から一時停止後、左折。歩道を走行しようとしていた。

加害車両は広路の歩道を直進。

被害者は骨折の重傷を負い、後遺障害が残存した。

自転車対自転車の過失相殺については判例タイムズには掲載されていない。自動車対自動車の類型は 82 図に掲載されており、左折車の過失割合は 90%である。82 図を基本とするかぎり、被害者に相当不利と言え、どう戦うかが苦慮した事案である。

経過

1 審では被害車両 60%、加害車両 40%。

双方控訴し、高裁では双方 50%の過失割合と判断された。

ポイント

自動車対自動車の 82 図を基本とする限り、被害車両は圧倒的に不利である。

しかしながら、自転車対自転車の事案は基本から発想を変える必要がある。もともと、自転車は免許が不要なため、必ずしも交通ルールを守って走行していない。そのため、5 対 5 を出発点として自動車対自動車の過失割合を参考にして修正をするという提言もなされている。

本件では高裁がそのような考え方をしたのか不明であるが、加害車両が高速で走行していた点が過失を評価するうえで、大きな要素となったことは間違いがない。

自転車の速度は自動車のように時速～キロと確定することは出来ない。しかし、本件では被害車両が歪んでいたことや被害者が粉碎骨折と言う重傷を負ったことから「かなりの速度」を出してしたと推定される事案であった。

判例タイムズにない事故類型は被害者、加害者がそれぞれどの程度の結果予見義務違反・結果回避義務違反があったか検討する必要があるが高裁は加害車両の高速走行は結果回避義務違反の程度が大きいと判断したため、1 審判決を覆したのである。

なお、本件は自転車の事故であるため、「親告罪」である。被害者は告訴をしなかったため刑事事件としては捜査されていない。従って、実況見分調書等の刑事記録が存在しなかったため、弁護士が現場に赴き、警察官が作成すると同様の図面を作成したと言う案件である。